

役員等報酬規程

平成 29 年 6 月 23 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人松本ハイランド（以下「この法人」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。
- 4 非常勤の役員の報酬等については、評議員会において決定する。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬を支給しない。

(報酬等の額)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表 1 に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表 3 に定める額とする。

(費用弁償)

第 5 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬等は、毎月 21 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

54 役員等報酬規程

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。(祝祭日追加)

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認によって行なう。

附 則

1. この規程は、平成19年5月28日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月23日から改定施行する。

別表1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年総額 2,800,000 円以内

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

内 容	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人諸会議への出席	時給 2,500 円

(2) 監事

内 容	日額
理事会、評議員会等会議への出席	10,000 円
1 監査実施につき	20,000 円

別表4 (評議員の報酬)

内 容	日額
評議員会への出席	10,000 円